

防災道の駅「朝霧高原」機能強化方策検討会

設 立 趣 旨

「道の駅」は、これまで甚大な自然災害時における地域住民の拠点として、また、道路利用者等の受け入れや被災地支援の前線基地となるなど、防災拠点としての役割を果たしてきたところである。今般、広域的な災害復旧・復旧活動の拠点として、都道府県の地域防災計画等で、広域的な防災拠点に位置付けられている「道の駅」について、防災拠点としての役割を果たすための重点的な支援を実施する「防災道の駅」制度が創設され、令和3年6月11日に道の駅「朝霧高原」が「防災道の駅」として選定された。

道の駅「朝霧高原」は、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」において、警察の広域応援部隊等が被災地方面に向かって移動する際の目標となる「進出拠点」として位置付けられるとともに、国等から供給される物資を県が受入れ、各市町が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて、物資を送り出すために設置する「広域物資輸送拠点」としての位置付けが見込まれており、想定されるハザードへの対応や、防災拠点としての機能強化が求められる。

以上のことから、防災道の駅「朝霧高原」における防災機能のあり方、強化方策をとりまとめるため、「防災道の駅「朝霧高原」機能強化方策検討会」を設置する。

防災道の駅「朝霧高原」機能強化方策検討会

規約

(名称)

第1条 本検討会は、「防災道の駅「朝霧高原」機能強化方策検討会（以下、「検討会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 防災道の駅「朝霧高原」における防災機能の強化に向け、当該機能の現状と課題、機能強化の必要性や方向性について、国と関係自治体等が検討・調整等を行うことを目的とする。

(掌握事項)

第3条 検討会は前項の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 防災道の駅「朝霧高原」における防災機能の現状と課題に関する情報共有及び意見交換
- (2) 防災道の駅「朝霧高原」における防災機能の強化方策のとりまとめ
- (3) その他、必要な事項

(組織)

第4条 検討会は、別表に掲げる委員によって構成する。なお、必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

(会長)

第5条 検討会に会長を置く。会長は、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所 副所長とする。

会長は、検討会の運営・進行を行う。

(検討会の議事)

第6条 原則として、検討会については非公開で行う。

検討会の議事概要及び資料は、委員の確認を得た上で、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所ホームページにおいて公開する。ただし、会長が必要と認めた場合は、その全部または一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所計画課に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めのない事項、疑義が生じた場合は検討会の承認を得て定めるものとする。

(附則)

この規約は、令和3年10月26日から施行する。

この規約は、令和5年 2月14日から施行する。

【別表】 委員

所 属		役職
静岡県	交通基盤部 道路局	道路企画課長
	危機管理部	危機対策課長
	経済産業部 政策管理局	総務課長
富士宮市	企画部	地域政策推進室長
	産業振興部	観光課長
	都市整備部	都市計画課長
	危機管理局	危機管理局長
静岡県警察本部	警備部	災害対策課長
道の駅「朝霧高原」 管理・運営者	(株) 富士山	支配人
国土交通省 中部地方整備局	静岡国道事務所	副所長
		事業対策官
		管理第一課長
		計画課長